平成２８年（フ）第４１６号
大阪府岸和田市荒木町２丁目22番７―601号
債務者　中森　享子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４１７号
大阪府岸和田市天神山町１丁目４番８―107号
債務者　一ノ谷ヨシ子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４２４号
大阪府和泉市伏屋町５丁目11番10―403号
債務者　小松　康男
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４２８号
大阪府和泉市富秋町３丁目11番18―204号
債務者　譽田　裕志
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４２９号
大阪府泉佐野市高松東２丁目３番７号ベルハイツ泉佐野110
債務者　布　　和美
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４４３号
大阪府和泉市室堂町782番地の64
債務者　糸川　　量
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４５６号
大阪府岸和田市春木旭町38番１―503号
債務者　岩見　寿文
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１５０１号
札幌市白石区北郷４条７丁目２番17号　家山直樹方
債務者　三上　公子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５０２号
札幌市白石区北郷４条７丁目２番17号
債務者　家山　直樹
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５０３号
札幌市白石区北郷４条７丁目２番17号
債務者　家山　朋子（旧姓三上）
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５７９号
札幌市豊平区月寒東３条４丁目２番25―105号
債務者　高岡　由衣（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５８３号
札幌市清田区平岡８条３丁目７番６号
債務者　瀬戸　耕二
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５９８号
札幌市東区北17条東12丁目１番５―309号
債務者　冨山　昌也
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６３９号
札幌市中央区南12条西９丁目１番41―208号
債務者　吉田　真生
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６４８号
札幌市北区北25条西３丁目３番２―403号
債務者　有井　タミ
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６７３号
札幌市西区発寒１条３丁目１番３号　リバーサイド１・３―205号
債務者　上崎　圭子（旧姓影山）
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２４４号
岩手県紫波郡矢巾町大字高水寺第９地割45番地26
債務者　久慈　　充
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２６６号
盛岡市西青山３丁目21番72号　光コーポラス102号、旧住所盛岡市北夕顔瀬町12番25号
債務者　千葉美由紀
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部